

下 教 政 第 1 4 3 6 号
令和 4 年（2022 年）12 月 1 日

下 関 市 監 査 委 員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 福 田 幸 博 様
同 香 川 昌 則 様

下 関 市 教 育 委 員 会
教 育 長 児 玉 典 彦
(公 印 省 略)

定 期 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告 に 係 る 措 置 の 通 知 に つ い て

令 和 3 年（2021 年）2 月 5 日 付 け 監 査 報 告 第 3 号 に よ り 提 出 の あ り ま し
た 定 期 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告 書 に お い て、改 善 が 必 要 な 事 項 と し て 指 摘 の
あ り ま し た 事 項 等 に つ い て、別 添 の と お り 改 善 措 置 を 講 じ ま し た の で、地 方
自 治 法（昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号）第 1 9 9 条 第 1 4 項 の 規 定 に よ り 通 知 し
ま す。

定期監査の結果に対する報告書

教育委員会 美術館

[指摘事項]

(1) 美術館の敷地の一部を電柱の支線を設置するために使用させた場合に、使用料を徴収していない事例があった。減免の手続きはされておらず、また、下関市行政財産使用料条例に使用料の額を無料とする根拠も見当たらないため、当事例で使用料を徴収しない根拠が不明確である。適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

下関市行政財産使用料条例に無料とする規定がないにもかかわらず「下関市道路占用料減免基準」を行政財産使用料に対しても適用し、「当初から無料」と誤認をして減免の手続きを行っていませんでした。令和3年度からは使用料の減免基準の適用を明確にし、減免（免除）の手続きを行いました。

[指摘事項]

(2) 図録の管理について、図録受払簿で管理されているものの、図録の種類ごとの在庫数が特定できていない状況であった。早期に現品数と受払簿の残数を確認し、適正に管理されたい。

(改善措置状況)

図録の種類ごとに付番し、現品との確認を行い在庫数を特定しました。また、受払簿への記載漏れがないように受払の処理が発生するごとに担当者複数人で確認して記載することといたしました。今後は一層在庫管理を徹底いたします。

[意見]

(1) 必要があると認めるときは観覧料、特別観覧料及び使用料を徴収する時期を別に定めることができる旨を規定した下関市立美術館の観覧料等に関する規則第3条第2項（当時。現行は第4項）の規定に基づいて、美術館においては、平成23年5月1日に市長が決裁した文書により、他に条件を付すことなく、特別観覧料の納入期限を「許可書の発行日から45日以

内」とする旨を定め、運用している。しかしながら、同項に基づく別に定めることができる徴収時期は例外的なものであり、原則は同条第2項及び第3項により、それぞれ許可書と引き換えに徴収しなければならない。市長が決裁した文書に基づく徴収時期を原則とするのであれば、同規則第3条第2項及び第3項の規定の見直しを検討されたい。

(改善措置状況)

下関市立美術館の設置等に関する条例第5条に規定する特別観覧料については、原則として、下関市立美術館の観覧料等に関する規則第3条の規定に従い事務を遂行しております。しかしながら、県外在住者等遠方からの依頼、申請者側の月末締め・翌月支払等の事情に対応するため、平成23年5月1日付け市長決裁文書において、納入期限を「許可書の発送日から45日以内」として運用することを決定しており、同様の申請に該当する場合は、引き続き、納入期限を「許可書の発行日から45日以内」として運用いたします。なお、今後、納入通知書発行の伺いにおいて、例外を認める理由を具体的に明記いたします。

教育委員会教育部 豊浦教育支所

[指摘事項]

- (1) 豊浦町学校給食共同調理場及び黒井学校給食共同調理場のそれぞれに係る産業廃棄物収集運搬業務で、発注（見積り合わせ）の際に廃棄物の数量を示した書面がなかった。本件では口頭で業者に連絡したと思料するが、業者間の公平性に疑義が生じるおそれがあるため、数量等の重要な事項は書面により示されたい。

また、これらの業務に係る契約書の文中に「種類：別紙1のとおり」及び「数量：別紙1のとおり」と記載されているものの、別紙1には種類及び数量に関する記載はない。適正な契約書により契約を締結されたい。

(改善措置状況)

豊浦町学校給食共同調理場及び黒井学校給食共同調理場のそれぞれに係る令和3年度産業廃棄物収集運搬業務にて、発注（見積り合わせ）の際に廃棄物の種類及び数量を書面により示し、契約書

においても、種類及び数量を記載し契約を締結いたしました。

[指摘事項]

(2) 下関市小野ふれあいセンターの指定管理業務において、次に掲げる不適切な事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。また、必要に応じて指定管理者を指導されたい。

ア 下関市小野ふれあいセンターの利用料金の額は、下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例第11条第2項の規定により、市長の承認を得た上で、指定管理者が定めなければならないが、これらの手続を経ずに、基本協定書において、利用料金の額を定めていた。また、所管課は利用料金の額を告示していなかった。

イ 基本協定書第17条第1項に基づく指定管理者からの従業員の配置に関する報告に対し、同項の承諾の手続を行っていなかった。

ウ 指定管理者からの再委託の申出に対して、基本協定書第18条第2項に基づく承諾の手続を行っていなかった。

エ 基本協定書第30条第1項に基づく業務の実施状況等のモニタリングについて、指定管理業務の収支に係るモニタリング（チェックシート①の一部）を行っていなかった。

(改善措置状況)

ア 下関市小野ふれあいセンターの利用料金の額について、下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例第11条第2項の規定に基づく承認を令和3年3月19日付けで行い、併せて利用料金の額を告示しました。

イ 基本協定書第17条第1項に基づく指定管理者からの従業員の配置に関する報告に対し、承諾の手続を令和3年4月6日付けで行いました。

ウ 指定管理者からの再委託の申出に対して、基本協定書第18条第2項に基づく承諾の手続を令和3年4月6日付けで行いました。

エ 基本協定書第30条第1項に基づく業務の実施状況等のモニタリングについて、指定管理業務の収支に係るモニタリング（チェックシート①の一部）を令和3年8月26日付けで行いました。

(意見)

- (1) 豊浦教育支所管内の小中学校の自家用電気工作物保安管理業務において、その点検結果で「不適合」と指摘されている箇所があったが、対応を検討している経緯が見受けられなかった。中には2015年から不適合が指摘されているものもあった。学校施設の修繕については、その予算も含め教育支所内のみでなく教育部全体での検討も必要と思料する。今後の修繕計画を検討されたい。

(改善措置状況)

学校施設の維持管理については、限られた予算の中で、中長期的な維持管理等にかかるコストの縮減及び平準化を図るとともに、学校施設に求められる機能・性能を確保することを目的として「下関市立学校施設長寿命化計画」を令和3年3月に策定し、これを推進しているところです。

その他、個別の対応が必要となる学校施設の修繕については修繕計画に基づき危険度等により優先順位を付し計画的な修繕を行います。教育支所で対応が困難な案件については学校支援課と連絡を取りながら、施設の現状を共有し、予算の要求を行うなど、対応を検討していきます。

以上